

補助金調書

補助金名	未来へつなげる環境活動支援事業補助金				担当課 (連絡先)	環境局環境政策部環境政策課 (TEL092-733-5381)
交付先	■ 団体	【団体名・種別等】 市民団体・NPO法人等			区分	その他の補助金
交付先決定方法	■ 公募	(公募の場合) 公募時期	①団体活動支援コースA 4月上旬～4月中旬 ②団体活動支援コースB 4月上旬～4月中旬(前期分) 及び8月上旬～8月下旬(後期分) ③環境イベント支援コース 4月～翌年1月末			
(公募の場合) 応募要件	【団体要件】 ①団体活動支援コースA 環境活動経験年数が3年以上かつ7人以上で構成された市民団体・NPO法人 ②団体活動支援コースB 3人以上で構成された市民団体・NPO法人 ③環境イベント支援コース 来場者見込みが15人以上の単発のイベント等を行いかつ3人以上で構成された市民団体・NPO法人 【対象事業】 地球温暖化対策、ごみ減量・3R(リデュース・リユース・リサイクル)、自然環境保護、環境美化、環境教育・SDGsの普及啓発等					
(非公募の場合) 非公募の理由	/					
補助開始年度	平成17	年度	経過年数	18	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	<目的> 市民団体等が自ら、発意・企画し、自主的に取り組む環境保全活動に対し補助金を交付することにより、福岡式循環型社会の構築をはじめとする環境の保全及び創造を推進すること。 <補助対象事業> 地球温暖化対策／ごみ減量・3R(リデュース・リユース・リサイクル)／自然環境保護／環境美化／環境教育・SDGsの普及啓発					
補助金の終期	令和6年	年度	延長回数	2	回	
終期を延長する理由	本補助事業の目的は、市民団体等が自ら発意・企画し、自主的に取り組む環境保全活動を支援し、環境の保全及び創造を推進することである。 環境活動は清掃活動をはじめとして奉仕活動の印象が強く事業化することが難しいことや団体単独での広報活動には限界があることから、財政面や広報面に関する支援を求める声は多い。このことから活動の内容や頻度に応じたコースを設定し、活動の拡がりや取組みを推進するもの。また、団体の環境活動を幅広く支援することにより、市民が行動を起こす機会を増やすことになると考える。					
交付対象経費及び補助金の算定方法等	■ 定率	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 ①団体活動支援コースA 補助対象経費の4分の3以内、上限50万円 ②団体活動支援コースB 補助対象経費の4分の3以内、上限額20万円 ③環境イベント支援コース 補助対象経費の5分の4以内、上限額:10万円 ※一部対象事業のみ上限額12万円				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	/					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	13 件	5 件	9 件		
	3,040 千円	1,586 千円	851 千円	1,030 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	「市内の学生が海洋ごみを考え、解決を目指す海岸の清掃活動」や「川での清掃活動や学習会をとらして自然環境について考える活動」など多数の事業を支援。詳細は環境局HPに掲載。HPアドレス https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-seisaku/hp/kyouiku-shien/tsunakan.html					
補助金交付 による効果	市民団体やNPO法人等が自ら考え企画し、自主的に行う環境活動を支援することにより、多くの市民が行動を起こす機会を創出する。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。